公益社団法人日本口腔インプラント学会 参与規程

令和5年9月15日 制定

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会(以下「本学会」という。)における参与に関しては、この規程の定めるところによる。

(参与)

第2条 理事長は、本会の専門性の維持・向上及び事業の継続性確保のため、必要と認めたときに、 その任務を特定した上で、理事会の決議を経て参与を置くことができる。

(会議出席及び議決権)

- 第3条 参与は、理事長の要請により本学会理事会等(以下「会議」という。)に出席することができる。ただし、議決権の行使はできない。
- 2 会議への出席は、理事長がその協議事項の内容により要請する。
- 3 参与は、会議において理事長からの諮問に対し意見を述べる。

(報酬)

第4条 参与の報酬は、原則無報酬とする。

(旅費)

第5条 参与の旅費は、本学会の旅費規程により支給する。

(任期)

第6条 参与の任期は、本学会役員任期内で必要な期間とする。

(雑則)

第7条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この規程は、令和5年9月15日に制定し、同日から施行する。